

## 第8話 朝鮮事変と天津条約

我が国が率先してその独立を認めた朝鮮にしきりに内争が起こって、  
我が公使館を焼いたりする。依然として朝鮮を属国視している清国と我が国  
との交渉となって、ついに日本と清国とが朝鮮において同一の権利を得る。

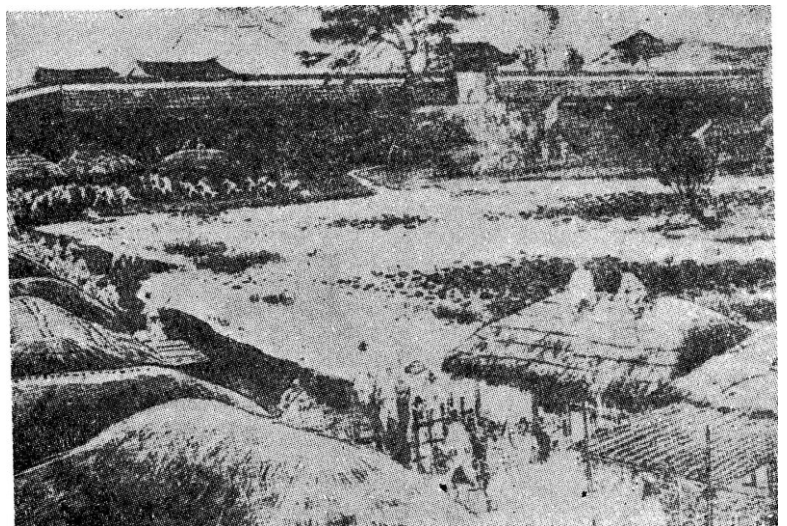
### 日韓の親善

明治8年9月に所謂江華島事件が起こった時に、江華条約を結んで、我が国が率先して朝鮮の独立を認めたことは、「明治初代の外交」の話で述べました。その後、わが政府は、この条約に基づき、明治13年4月、初めて公使館を京城に設けて、花房義質を弁理公使として駐在させた。これより朝鮮政府は我国を信頼して、我が武官を聘して朝鮮の兵士を訓練させたり、或いは進歩主義の金玉均らを我が国に遣わして制度文物を視察させて、以って政治の改新を計ったりした、こうして両国の関係はおいおい親密に赴いた。

### 明治15年の変

ところが、国王の実父大院君は、もともと保守主義者でしたので、これを喜ばなかった上に、王妃閔氏の一族が政権を執っているのを憎んでもいたので、明治15年7月、たまたま陸軍大臣ともいべき職に在った一族の閔謙鎬に対して兵士らが不平を抱いているのを知ると、心中ひそかに喜んで巧みにこれを煽動したために、兵士らは23日の夜、急に起って閔族の邸を襲い、先づ閔謙鎬らを殺した上に、王宮に乱入して王妃を捕らえようとした。

ところが、この時、王妃は早くも難を他に避けてしまっていたので、兵士らは諸官吏を始め、わが陸軍教師を殺し、鋒を転じてさらに我が公使館を襲ってこれを焼き払った。公使花房義質は身をもって、纔かに濟物浦（今の仁川）に遁れて、辛くも英国の測量船飛魚号に助けられ、30日、長崎に着いて事変を東京に急報した。



京城 日本公使館員の脱出

それで、政府は公使に2個中隊の護衛兵をつけて再び京城に帰任させ、朝鮮政府に談判させたが、この時にはすでに大院君が再び政権を握っていたので、何のかんの言を左右に託して、はっきりと返答をしなかった。

それで、花房公使は、8月23日、ついに憤然として京城を去って濟物浦に停泊している我が軍艦に

## 第8話 朝鮮事変と天津条約

引き上げた。これはいわば戦意を示したので、談判はほとんど破裂しかけたのです。

### 清国の態度

これより先き、明治9年2月の江華条約によって、我が国が朝鮮の清国からの独立を認めると、他の諸外国もまたこれに倣って条約を結んだことは、既に前にすこし述べたところです。しかし、ただ独り清国だけは頗る曖昧な態度を執って、このころになってもなお朝鮮を属国扱いにしていた。それで、この事変が起こると、早速、大兵を朝鮮に送る一方、我が国に対して、「朝鮮は清国の属国であるから、清国が仲裁の労を執ろう」と提議して来た。

けれども、我が国は朝鮮を独立国として認めていたので、勿論、こういう提議に応じる筈はなかった。

そこで清国は、大院君が政権を握っているのは、結局、談判が破裂して、日本と朝鮮との間に戦争が起こるかも知計りがたいが、そうなると、清国は朝鮮を属国としておくことは出来ないようになるかも知れないと考えた。清国は急に態度を改めて、8月26日、大院君を捕らえて自分の国に連れ去った。

朝鮮政府の形勢は忽ち一変した。俄かに全権大臣李裕元らに花房公使の跡を追わせて、済物浦の我が軍艦内で改めて商議を開かせた。今度はすらすらと話が進んで、8月30日に和議が整い、所謂済物浦条約を結んだ。この条約は次の6か条から成っていた。

1. 今より20日を期し、兇徒を捕らえ、巨魁を究めて之を懲らすべし。日本が派遣の官吏も亦この統治に参加する。
2. 日本人の難に遭う者に、朝鮮国はこれを優礼して之を葬る。
3. 朝鮮は5万円を出して日本人の死傷者に報いる。
4. 日本が受けた損害に対して、朝鮮は50万円を払う。但し、5年間で之を清算する。
5. 日本公使館は我が兵員若干を置いて、警備する。兵營の設置、修繕は朝鮮の費とする。ただし1年後に兵卒を置く必要が無いと見れば、これを撤回しても良い。
6. 朝鮮は大臣を派して罪を謝す。

世にこれを明治15年の変と言い、また、壬午の変とも言っている、

### 独立党の組織

さて、朝鮮政府は上の条約に基づいて、同年10月に、謝罪使として朴泳孝、金玉均らを我が国に遣わした。その折りに、彼等は我が文化の進歩の著しいのを見て驚いた上に、我が国が全く正義一つになって朝鮮の独立を扶けようとしているのを知って、大いに喜んだ。帰国の後、独立党を組織し、同志とはかつて国政を改め、我が国にたよって独立を固くしようとした。

### 事大党の対抗

ところが一方、清国は、以前として朝鮮を属国と見ていたので、袁世凱を京城駐在全権委員として、兵2,000を率いて京城に駐在させて、何かと朝鮮の内政にも干渉させる事とした。するとこの時、朝

## 第8話 朝鮮事変と天津条約

鮮政府の実権は、大院君が清国の保定府におしこめられた後を受けて、再び閔氏の一族の手に在ったが、彼等は小さな日本の指導を受けるよりは、大国清に事えたほうが安全であると信じていたので、すなわち専ら袁のいう事を聴いて、日本の勢力を朝鮮から除き去ろうとした。これを事大党という。即ち、独立党は進歩主義を執って我が国に頼ろうとしたのに対して、事大党は保守主義を執って清国に頼ろうとしたのです。

### 明治17年の変

こうして、2派は互いに勢力を争って相軋した。たまたま明治16年から17年にかけて、清国とフランスとの間に戦争が起こったので、朝鮮における清国の勢力がいくらか薄らいだ。それで独立党の朴泳孝、金玉均らは、この機に乗じて一挙に閔族を斃して、事大党を覆そうと謀った。ついに明治17年12月4日の夜、京城郵便局開始の祝宴が京城に催された時に、急に起ってこれを襲い、事大党の首領らを殺し、国王（高宗）を擁して大政一新の令を発した。

### 清兵の亡状

この時、我が公使竹添進一郎は、国王から王宮保護の出兵を求められたので、直ちに一中隊の兵を率いて王宮に至り、その護衛に当たっていたが、翌5日、事大党の依頼を受けた清将袁世凱が大兵をもって王宮に迫り、我が兵と共に守衛の任に当たっていたはずの朝鮮兵の一部もまたこれに合して、王宮に発砲したので、我が兵は止むなくこれに応戦した。こうして、朝鮮両党の争いは転じて日清両国兵の戦いとなるに至ったが、この混雑の間に、国王は朝鮮兵に連れ出されて、清国軍の手に渡されてしまったので、もはや王宮を守る必要もなくなったし、衆寡敵しがたいことも明らかであったので、竹添公使は急いで公使館に引き上げた。

すると、跡を追って来た清兵らは、我が公使館を襲って、ついにこれを焼いた。公使は、7日、難を仁川に避けて、変を東京に急報した。

こうして、独立党の計画は全く破れ、政権は再び事大党の手に帰してしまったので、朴泳孝、金玉均らは皆名を隠して日本に逃げて来た。

なお、この時、何の関係もない京城在留の日本人が清兵や朝鮮兵に殺されたり、又、我が陸軍歩兵大尉磯林慎三が、京城以外の任地から変を聞いて京城に駆けつける途中、乱民に殺されたりというような事も起こりました。

さて、我が政府は、急報によって外務卿井上馨を特派全権大使として朝鮮に遣わして罪を問わせた。朝鮮政府は直ちにその罪を謝して、翌18年1月9日、下の五か条からなる条約に調印した。

所謂京城条約がこれです。

1. 朝鮮国は国王の書を修めて日本国に致し、謝意を表す。
2. 遭難の日本人に対して朝鮮は金11万円を支払う。

## 第8話 朝鮮事変と天津条約

3. 磯林大尉を殺害した兇徒を厳刑に処する。
4. 日本公使館新築の為に、修築費金2万円を支払う。
5. 日本公使館護衛兵のために、その営舎を公使館の側に設ける。

世にこの乱を明治17年の変と言い、又、甲申の変とも言っている。

### 天津条約

こうして、対朝鮮の事は収まったが、この事変は、一面にまた清国とも関係するところが少なくなかった。ついで2月に政府は特に参議官内卿伊藤博文を特派全権大使として清国に遣わして、清兵の暴虐を責め、且つ将来、同じ事変を繰り返すことのないように交渉させた。これに対して、清国は李鴻章を特命全権大使に任じたので、博文は彼と天津で会見して、4月3日から同月15日まで、談判を開くこと前後6回、ついに4月18日に次の3か条から成る条約を結んだ。有名な天津条約がこれです。

1. 日清両国は共に朝鮮駐在の兵を撤去する。
2. 日清両国は共に朝鮮国王に勧めて、兵士を教練し、以って自ら治安を護るに足らせるべく、又、朝鮮国王の選に由り、両国以外の外国武官を傭聘して以って教練の事に当たらせ、日清両国は共にこれを派遣しない。
3. 将来、朝鮮国に若し変乱、重大な事件があつて、日清両国、或いは一国から兵を派遣する必要のある時は、先づ互いにその事を通知する。

### 清国の裏面工作

この条約で、我が国は朝鮮において清国と同一の権利を得たことになったのだが、しかし、その実際は、わが国が同年7月に上の条約によって公使館の護衛兵を全部撤退したにもかかわらず、清国は、ただ表面だけ撤兵を実行した。しかし裏面では、ひそかに清兵数百人を行商人に変装させて、京城に入込ませるといふようなことをして、袁世凱は相変わらず事大党を助けて常に内政に干渉したので、朝鮮の独立は殆ど名のみとなつてその実を失い、従つて、我が勢力は次第に朝鮮半島から駆逐されるような形勢になつて来た。

そこで、我が国には、この頃から「清国を討つべき」という声が次第に盛んになつて、後、ついに明治27、8年戦役(日清戦争)ともなつたのですが、その経緯に移る前に、明治初年以來、政府が長らく頭を悩まして来た外交上の問題、条約改正の事に就いて、先づ1話を設けて述べます。

なお、ついでに付記するが、天津条約の成立した年(明治18年)の10月、清国は明治15年以來、保定府におしこめておいた大院君を朝鮮に帰らせた。もはやこれを帰らせても、事大党の政權は動くことがないと見極めがついたからでもあつたらう。

( 第8話 朝鮮事変と天津条約 終わり。 次は前頁に戻り、第9話 条約改正と法典の編纂 )